

第7号の2様式別表7（その2）記載の手引

1 この明細書の用途等

この明細書は、通算法人が地方税法（以下「法」といいます。）第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）及び第321の8第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書、第7号の2様式（その2）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書の明細書に添付してください。

なお、この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。

この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式（その2）及び同様式別表1から別表6（その2）までの明細書又は第7号の2様式（その1）及び同様式別表1から別表6（その1）まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。

2 法人名

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書、第7号の2様式（その2）の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（(2)に規定する「既に修正申告等があった場合」を除きます。）には、「（⑤－①）又は」を抹消します。 (2) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
2 「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「（①－⑤）又は」を抹消します。 (2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 (3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
3 「各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 (1) 「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の各欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。 (2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧及び第20号の4様式別表2の⑧の各欄の補正後の従業者数を記載します。 (3) 都道府県ごとの⑩及び⑪の各欄の計算は⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の加算すべき税額控除超過額相当額は、⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の加算すべき税額控除超過額相当額の合算額(⑫及び⑬の各欄の金額の合計額)を控除した額となります。	